

府子本第 554 号  
令和 2 年 4 月 30 日  
一部改正 府子本第 1101 号  
令和 2 年 12 月 4 日

公益社団法人全国保育サービス協会  
会長 草川 功 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の令和 2 年度における取扱い等について

今般、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和 2 年 4 月 7 日閣議決定)において、4 月以降も一部地域において小学校等の臨時休業等が行われることを踏まえて、特例措置を延長することとしたところであるが、「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の実施について」(令和元年 5 月 8 日付け府子本第 575 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)の別添 1「ベビーシッター派遣事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)について、下記のとおり取り扱うこととし、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、内容について御了知の上、承認事業主及び割引券等取扱事業者等への適切な周知をお願いする。

## 記

### 1. 特例措置の趣旨

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事

業（通常分）については、新型コロナウイルス感染症対策のため、4月以降も一部地域において、小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所及び認定こども園等の臨時休業等が行われることに伴い、保護者の休暇取得や放課後児童健全育成事業等の利用状況等も踏まえ、ベビーシッターを利用することが必要となり、これにより新たな費用の支出を余儀なくされた場合に、その支出を補うための措置（以下「特例措置」という。）を実施するものである。

## 2. 特例措置に係る取扱いについて

### ① 割引券について

令和2年度における割引券については、実施要綱第5中1（1）にかかわらず、通常分も含め本通知の別紙様式を用いること。

### ② 割引券の使用対象者について

特例措置に係る使用対象者については、実施要綱第5中1（2）の規定に加えて、個人で就業している者も対象とすること。

### ③ 割引券の申込限度枚数について

承認事業主が特例措置に係る割引券を利用する場合には、実施要綱第5中1（5）⑥に規定する申込限度枚数を適用しないこととすること。

なお、一度に申し込める枚数は、実施要綱第5の1（5）⑥に規定する枚数を上限とし、必要に応じて追加で申し込みを行うこととすること。

### ④ 割引券の使用条件について

実施要綱第5中1（6）に規定する枚数の取扱いは、1日（回）対象児童1人につき5枚、1家庭当たり1か月に120枚まで使用できることとすること。また、特例措置を受ける場合においては、1年間に使用できる枚数に上限を設けないこととすること。

なお、小学校等が臨時休業等となっていないにもかかわらず、対象者の判断で小学校等の休業等を行った場合には1.の趣旨を踏まえ、特例措置の対象とならないこととすること。

### ⑤ 割引券の有効期間について

本特例措置に係る利用については、実施要綱第5中1（7）⑥の規定にかかわらず、割引券の有効期間は、発行日の翌日からとすることとし、特例措置の終期については別途通知するものとすること。

⑥ 割引券の取扱いについて

令和2年4月1日以降、割引券の交付前に、割引券を使用せずに割引券の対象となるサービスを利用した場合においても、割引券の交付後、当該割引券を割引券等取扱事業者に提出することにより割引金額に相当する額の返還を受けることができることとすること。なお、令和元年度に発行された割引券の使用期限は令和2年3月31日であることから、令和2年4月以降に発行された割引券との混同がないよう、対象者に対して注意喚起を行うこと。

⑦ 個人で就業している者の申込み方法について

個人で就業している者が、特例措置により割引券を利用しようとする場合には、割引券の発送業務等を実施団体から委託を受けている団体に対して発券の申し込みをするものとする。

なお、当該団体については、実施団体のホームページ等で公表することとする。

⑧ 割引券の返却について

実施要綱第5中1(8)①の規定にかかわらず、令和2年度中に使用されなかった割引券については、令和3年5月15日(必着)までに返却を行うこととする。

⑨ 割引券の使用手続きについて

対象者は、特例措置で使用する場合には、実施要綱第5中1(11)④イに加えて、割引券の裏面(本券及び報告用半券)の事由欄に特例措置によるベビーシッターの利用が必要となる事由(※)を記入し、当該事由を確認することができる資料を添付することとする。

なお、事由欄に記載が無い場合又は記載された事由を確認することができる資料の添付がない場合には特例措置の適用は受けられないので、実施団体、承認事業主及び割引券取扱事業者においては、記載漏れ又は添付漏れに十分注意するよう、対象者に対して注意喚起を行うこと。

※事由欄には休校等になった日時及び学校等の名称を以下の記載例のとおり記載すること。

記載例) ○月○日 ○○小学校が休校のため

○月○日 ○○保育園より登園自粛要請が出されたため など

### 3. 承認事業主の留意事項

承認事業主は、特例措置の対象者に対し、特例措置の趣旨・内容を周知するとともに、その対象者の休暇取得や放課後児童健全育成事業等の利用状況等も踏まえ、特例措置の趣旨に沿った必要な枚数の割引券を交付すること。

#### 4. 割引券等取扱事業者の留意事項

割引券等取扱事業者は、実施要綱第5中1(13)割引券等取扱事業者の事業運営上の留意事項を遵守するとともに、特例措置の対象者に対し、特例措置の趣旨・内容を周知するとともに、特例措置の対象者のみを対象とした利用料の引上げ等、理由のない利用料金の引上げを行わないこと。

#### 5. 特例措置におけるベビーシッター利用料の助成の税務上の取扱いについて

所得税法（昭和40年法律第33号）第9条第1項第17号及び所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第30条の規定に該当するものとして、非課税所得となる。

#### 6. その他

特例措置の実施に当たっては、2.の規定によるほか、実施要綱の定めるところによる。

以上

(別紙様式)

# ベビーシッター派遣事業割引券

## ベビーシッター派遣事業割引券本券※2,200円

<企業→利用者→企業>

発行番号

### ベビーシッター派遣事業割引券 使用報告用半券

#### ◆交付時企業記入欄

交付日 (元号) 年 月 日 ( )

利用者氏名(被保険者証名)

#### ◆利用時ベビーシッター記入欄

利用日 (元号) 年 月 日 ( )

利用時間(24時間法で記入) : ~ :

ベビーシッター名

ベビーシッター事業者名

#### ◆利用後企業記入欄

就労確認及び  
利用日時の確認

確認印(担当者印)

#### ◆利用時利用者記入欄

対象 児童	氏名	
	生年月日	

承認番号

有効期間 令和3年3月31日

<企業→利用者→ベビーシッター事業者→実施団体>

オモテ面

発行番号

#### ◆利用時ベビーシッター記入欄

ベビーシッター名

利用場所

都・道・府・県

#### ◆利用後ベビーシッター事業者記入欄

認定番号

ベビーシッター事業者名

利用料金

円

#### ◆交付時企業記入欄

交付日

(元号) 年 月 日 ( )

承認番号

承認事業主名

印

フリガナ

利用者氏名

(被保険者証名)

#### ◆利用時利用者記入欄

対象児童氏名

対象児童生年月日

利用日 (元号) 年 月 日 ( )

利用時間(24時間法で記入)

: ~ :

発行番号

有効期間 令和3年3月31日

<ご確認ください>

- ・交付日、利用者氏名は記入されていますか
- ・企業印は押印されていますか
- ・1日(回)対象児童1人につき、1枚(特例措置は5枚)の利用ですか
- ・自宅での利用ですか
- ・利用者氏名に記載されている利用者本人が就労時の利用ですか

### 注意事項

本券は、利用者氏名欄に記載されている利用者本人が使用できます。

本券は、配偶者がいない又は配偶者の就労、病気入院、通学、求職活動等により、ベビーシッターを利用しなければ労働者が就労すること(職場への復帰を含む)が困難な場合に限り使用できます。(特例措置の場合も含む。)

本券は、対象児童1人につき1日(回)1枚使用できます。ただし、1ヶ月に24枚まで、1年間に280枚まで使用できます。特例措置に係る利用については、対象児童1人につき1日(回)5枚、1か月に120枚まで使用できます。

本券は、乳幼児又は小学校3年生までの児童、その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童のためにベビーシッターを利用する場合に使用できます。

本券は、家庭内における保育や世話並びに保育所等への送迎のためにベビーシッターを利用する場合に使用できます。ただし、送迎の場合、家庭と保育所等との送迎であって施設間の送迎や同一家庭以外の子を含む送迎は含みません。なお、送迎の場合でもベビーシッターの保育記録は必要です。

本券は、ベビールーム(ベビーシッター事業者が運営するものを含む。)等での集団保育やベビーシッターの自宅等での保育では使用できません。

本券は、掃除、洗濯、炊事等の家事サービスには使用できません。

本券を、他の人に譲って使用させることはできません。

本券は、ベビーシッターを利用したときにベビーシッターに手渡すものであり、ベビーシッターを利用した日でなく後日提出した場合は、割引の対象とならない場合があります。

本券は、企業、労働者、ベビーシッター、ベビーシッター事業者の記入項目に記入漏れや押印漏れがある場合は、割引の対象とならない場合があります。

特例措置での使用の場合は、本券及び半券の裏面の事由欄に特例措置による利用が必要となる事由を記入し、当該事由を確認することができる資料を添付すること。なお、**事由欄の記載がないもの又は記載された事由を確認することができる資料の添付がないものについては、特例措置分としての割引は受けられません。**(記載例:○月○日○○小学校の臨時休業のため。等)

本券の再発行は行いません。

事由:

### 注意事項

#### 【ベビーシッター利用前】

企業又は個人で就業する者を代表する団体(以下「企業等」という。)は、利用者がベビーシッターを利用する前に、利用者に交付してください。企業等は、割引券の交付時に、利用者氏名を記入してください。

#### 【ベビーシッター利用後】

利用者は、ベビーシッターを利用したときに、この報告用半券にベビーシッターから利用日、利用時間、ベビーシッター名、ベビーシッター事業者名を記入してもらい速やかに企業等に提出してください。企業等は、利用者が割引券の使用後に報告用半券を回収し、就労のための利用であることを確認したうえで、確認印を押印してください。(確認印は、担当者届印と同一とします。)確認後の報告用半券は、企業等が保管してください。

#### 【個人で就業する者の場合】

本券の承認事業主名欄及び半券の企業確認印欄は記入の必要はなく、斜線を引くこと。

事由:

ウラ面